

大島支庁庁舎の再整備について (駐在機関等の在り方)

1 現状・経緯等

- ・ 令和8年第1回県議会定例会において、令和12年度末頃を目途とする大島支庁庁舎の再整備について、本庁舎の位置を「現在の本庁舎敷地」とする旨を表明
- ・ 大島支庁管内においては、駐在機関等（支所・駐在機関）として、瀬戸内事務所、喜界事務所、徳之島事務所及び沖永良部事務所の4事務所6庁舎を設置
- ・ 駐在機関等の在り方については、令和5年8月に示した「地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方」において次のとおり整理

【地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方（抜粋）】

- ・ 本所までの所要時間、所管区域の面積及び所管市町村数など、区域の特性等を勘案しつつ、その役割を検証の上、統合・再編の検討を行う。

〔検討の視点〕

- ① 各駐在機関等については、県民に身近な行政サービス機関としての機能を有することを踏まえつつ、将来の人口見込みや本所までの所要時間など区域の特性等を勘案し、統合・再編による行政サービスへの影響等を検証する。
- ② 保健所については、地域保健法により、所管区域は二次保健医療圏域と概ね一致した区域とすることが原則とされていることを踏まえ、現在の二次保健医療圏域と保健所の所管区域を比較しつつ、その役割を改めて検証する。

<参考> 庁舎の概況

	瀬戸内	喜界	徳之島	徳之島第2	沖永良部	与論
建設年度	S42	S53	S48	H1	S48	S55
入居状況	総務課 福祉課 建設課 等	総務係 福祉係 農業普及係 農村整備係 建設係 等	総務課 福祉課 農業普及課 農村整備課 建設課 等	保健衛生環境課	総務福祉課 農業普及課 農村整備課 建設課 等	沖永良部各課（総務福祉、農業普及、建設） 駐在 等
敷地面積	1,981 m ²	2,523 m ²	3,131 m ²	4,085 m ²	2,595 m ²	1,016 m ²
職員数	40人	21人	60人	17人	50人	5人

※ 建設年度は本館のもの。職員数はR8.4.1時点（会計年度任用職員除く。）。

2 駐在機関等の在り方

(1) 管内市町村・関係団体からの主な意見

令和7年6月から7月にかけて管内の市町村や関係団体に意見聴取した結果、管内市町村等からは、駐在機関等の統合・再編について、人口減少が進んでおり致し方ないとする意見があった一方で、島内に一つは必要である、各駐在機関等が果たしている機能等を踏まえ存続してほしい、など否定的な意見が多く聞かれた。

(2) 検討

ア 区域の特性等の変化

- 平成19年4月の地域振興局・支庁の設置後、大島支庁管内の人口は大きく減少しており、今後も県内の他地域を上回る減少が見込まれている。

<参考>人口の推移 ※かっこ内は総合事務所設置計画策定時（平成18年）との比較

	奄美市	大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町	喜界町	徳之島町
2006 (H18)	48,824	1,946	2,031	10,593	5,973	8,519	12,832
2025 (R 7)	38,416 (▲21%)	1,290 (▲34%)	1,550 (▲24%)	7,652 (▲28%)	5,683 (▲5%)	5,997 (▲30%)	9,288 (▲28%)
2050 (予測)	26,905 (▲45%)	730 (▲62%)	1,109 (▲45%)	5,511 (▲48%)	5,088 (▲15%)	3,892 (▲54%)	6,170 (▲52%)

	天城町	伊仙町	和泊町	知名町	与論町	管内計	県全体
2006 (H18)	6,935	7,125	7,374	6,980	5,656	124,788	1,743,484
2025 (R 7)	5,199 (▲25%)	5,407 (▲24%)	5,635 (▲24%)	5,120 (▲27%)	4,825 (▲15%)	96,062 (▲23%)	1,512,969 (▲13%)
2050 (予測)	3,430 (▲51%)	4,251 (▲40%)	4,038 (▲45%)	3,627 (▲48%)	3,782 (▲33%)	68,533 (▲45%)	1,170,602 (▲33%)

※ 2006年の人口は鹿児島県人口移動調査（10月1日時点）より、2025年の人口は令和7年国勢調査速報値（10月1日時点）より、2050年の人口は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

- 本庁舎の整備候補地（現在の大島支庁本庁舎敷地）までのアクセスについて、奄美大島以外の島からの奄美大島への交通手段は航路、航空路に限定されており、依然として所要時間が長い状況が続いている。

また、奄美大島内の交通状況としては、平成27年の網野子バイパス全線開通などにより、瀬戸内町方面から奄美市名瀬地区へのアクセスは改善され、現在の所要時間は60分程度となっている。

イ 役割の検証

① 喜界事務所、徳之島事務所及び沖永良部事務所（同与論町駐在含む）

「地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方」を踏まえ、以下のとおり検証した結果、大島支庁の総合的な支所として今後も存置する。

<参考>総合事務所設置計画（喜界事務所、徳之島事務所及び沖永良部事務所関係）
大島支庁までの交通手段が限定されるとともに、所要時間が長いことに鑑み、今後とも継続して設置する。

- 本庁舎の整備候補地がある奄美大島までの交通手段は、航路、航空路に限定されており、総合事務所設置計画が策定された平成18年から状況に大きな変化はみられない。

- 管内の人口減少は進んでいるものの、今後も一定の規模は保たれる見込みであり、交通手段に限られる離島の地理的な特性に鑑みると、駐在機関等の統合・再編が行政サービスに及ぼす影響は非常に大きい。
- 徳之島保健所（徳之島事務所保健衛生環境課）については、1 二次保健医療圏 1 保健所の例外として奄美保健医療圏内に名瀬保健所とともに設置されており、引き続き、奄美群島の南三島（徳之島、沖永良部島、与論島）における公衆衛生活動の中心的機関としての役割を担う必要がある。

② 瀬戸内事務所

「地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方」を踏まえ、以下のとおり検証した結果、大島支庁へ統合するものの、公共土木施設の維持管理など日常的に現地での対応が必要な業務については、駐在機関として現在の庁舎で継続する。

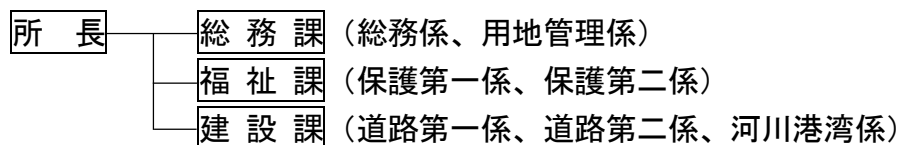
<参考>総合事務所設置計画（瀬戸内事務所関係）

大島支庁と同じ奄美大島に設置しており、道路整備が進み、大島支庁までの所要時間が飛躍的に短縮されつつある一方で、加計呂麻島、請島、与路島の3島も所管している状況にある。

こうした状況や所管する業務量を勘案するとともに、効率的な業務執行や行政サービスの水準を低下させないための配慮といった点を踏まえ、当分の間継続して設置するが、更なる道路整備の進捗状況等を踏まえ、支庁への集約を検討する。

- 宇検村、瀬戸内町の1町1村を管轄区域としており、総務課、福祉課、建設課の3課体制となっている。

<組織体制>



- 網野子バイパスの全線開通（H27）などにより、本庁舎の整備候補地がある奄美市名瀬地区までのアクセスは改善され、宇検村、瀬戸内町からの所要時間はともに60分程度となっている。

また、瀬戸内町は管内に一定の人口規模を有する加計呂麻島、請島、与路島があり、これらの島々からの交通手段は航路に限定され、時間も要する。

- 他地区と同様に、管内の人口減少は進んでいるものの、今後も一定の規模は保たれる見込みであり、本庁舎の整備候補地までのアクセスや、管内に離島を有する地理的特性に鑑みると、駐在機関等の統合・再編が行政サービスに及ぼす影響は考慮する必要がある。

- こうした状況を踏まえ、瀬戸内事務所については大島支庁へ統合するものの、業務内容等を勘案し、各課の取扱いを次のとおりとする。

【総務課】

- ・ 県営住宅や公共土木施設（道路、河川、港湾等）の管理、事業用地の確保などであり、庁舎内での業務が主となっている。
- ・ 当該業務に関する県民・事業者の来庁はそれほど多くなく、来庁のある業務の一部についても、電話・郵送等による代替が可能である。
- ・ これらを踏まえると、行政サービスの水準は維持されることが考えられることから、総務課業務は大島支庁へ移管する。

【福祉課】

- ・ 生活保護法や福祉二法（児童福祉法・母子父子寡婦福祉法）に基づく支援業務を行っており、管内の被保護世帯数は減少傾向にある。
- ・ 当該業務に係る県民・事業者の来庁はそれほど多くなく、来庁のある業務の一部についても、電話・郵送等による代替が可能である。
- ・ 世帯状況の把握等のため職員が出向いての対応は比較的多いものの、移管した場合であっても、効率的な訪問等により対応は可能と考えている。
- ・ これらを踏まえると、行政サービスの水準は維持されることが考えられることから、福祉課業務は大島支庁へ移管する。

【建設課】

- ・ 公共土木施設（道路、河川、港湾等）の整備や維持修繕、災害対応などの業務を行っており、管内の面積は約343km²で、県管理の道路延長は約166km、河川延長は約14km、港湾、漁港は1港ずつある。
- ・ 現場調査等のため職員が出向いての対応は比較的多いが、県民・事業者の来庁はそれほど多くない。
- ・ 地元町村からは、公共土木施設の安全性の確保や災害発生時における迅速な対応を求める意見も出ている。
- ・ これらを踏まえると、大島支庁への全ての業務移管は行政サービスに及ぼす影響が大きいと考えられることから、建設課については、公共土木施設の整備に係る業務を大島支庁建設課に移管した上で、維持修繕や災害対応等の業務を同課の駐在として瀬戸内庁舎にて継続する。

3 今後のスケジュール

令和8年8月頃：大島支庁庁舎再整備方針の取りまとめ